

# 下水道使用料について

下水道を使用される場合、使用者の方に下水道使用料を納めていただきます。納めていただいた使用料は、浄化センター（処理場）の運転、下水管路の掃除や補修など、下水道施設の維持管理に使われます。

## 使用料の算定

使用料は、1ヶ月ごとに計算し、毎月納めていただきます。算定は月末締めで、納期限は翌月末となります。具体的な金額は下記の料金表をご参照ください。

### ① 一般家庭の場合

毎月1日現在の住民登録されている世帯の人数に応じて使用料をいただきます。（ただし、長期入院や住民票を異動させないで大学等に進学されているなど、実際の世帯の人数と異なる場合は、水道課に申告書を提出することで実際の世帯の人数で使用料を計算することができます。）

#### ■ 使用料計算式（一般家庭）

1,900円（基本料） + （500円×毎月1日現在の世帯人数）の合計金額に消費税率を乗じた金額

### ② 事業所等の場合

使用状況等を考慮して認定した使用料を汚水量として使用料をいただきます。

#### ■ 下水道使用料金表（1ヶ月あたり）

一般家庭	区分		使用料（税込）
		基本料金（一世帯あたり）	2,090円
	世帯人員割（一人あたり）	550円	
事業所等	汚水の種別	排除汚水量	使用料（税込）
	一般用	基本料金20m <sup>3</sup> まで	2,640円
		20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 143円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 154円
		100m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき 165円
	公衆浴場用	基本料金100m <sup>3</sup> まで	7,150円
100m <sup>3</sup> を超える分		1m <sup>3</sup> につき 71.5円	

※合計金額で端数が出た場合は、切捨てとなります。

## 下水道使用料に関する Q&A

### Q.下水道使用料の支払い方法は選べますか？

A.支払い方法は下記の2種類から選べます。

金融機関等に支払いに出向く手間のない「口座振替」をお勧めしています。

支払い方法	内容	必要な手続き
口座振替	毎月末に指定の口座から自動で引き落とされます。	口座振替依頼書を指定金融機関または住まい・まちづくり課に提出
自主納付	毎月、入善町から納付書が郵送されます。 その納付書を持って指定金融機関（郵便局除く）または役場にてお支払ください。 ※コンビニでは納められません	なし

### Q.月の途中で下水道を使い始めた、または使うのを止めた場合、料金はどのような計算になりますか？

A.月の途中で下水道の使用を開始、休止、再開、または廃止した場合は、その月の使用日数が14日以内であれば「その月の使用料の半額」、15日以上であれば「その月の使用料の全額」をいただきます。

ただし、事業所等の場合は汚水の量で算定します。

### Q.家族が長期入院しており、実際住んでいる人数が住民票と違う場合、料金はどのような計算になりますか？

A.長期入院や住民票を異動せずに県外の大学に進学されているなどの事情により住民票の世帯人数と実際に住んでいる人数が異なっている場合は「世帯人員申告書」を提出していただくことにより、実際的人数での使用料計算ができます。該当がある場合は水道課までお問合せください。

### Q.入善町の指定金融機関以外で料金を納めたいのですが？

A.自主納付の場合、手数料が発生する場合があります。振り込み手数料はお客様負担になりますので、予めご了承ください。

口座振替の場合、町指定金融機関以外での引き落としはできません。